

函館市奨学金返還支援事業について

(支援対象者向けQ & A)

Q 1. 函館市内に住所はありませんが、対象になりますか。

A 1. 対象者の要件の一つとして、若者応援企業に正職員として令和6年4月1日以後に新規採用された方で、「採用日」において、函館市内に住所を有する方が対象となります。住所を有することを証明する書類として、認定申請時に住民票の写し等を提出いただきます。

※「採用日」までに函館市内に住所を定めることができないやむを得ない事情がある場合は、函館市経済部雇用労政課奨学金返還支援事業担当者(0138-21-3309)までご相談ください。

Q 2. 若者応援企業に正職員として令和6年4月1日付で新規採用され、本事業の支援を受けたいと思っておりますが、令和6年9月まで奨学金の返還が猶予される状況です。返還開始後支援を受けることはできますか。

A 2. 支援対象者として採用日から30日以内(4月中)をめぐりに市に認定申請を行い、決定となりましたら支援対象となります。

詳しくは、市ホームページ

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2023072100018/>
に記載の「■事業の流れ 支援対象者は[こちら](#)」をご参照願います。

Q 3. 年齢制限はありますか。

A 3. 支援を受けようとする年度の末日(令和6年度の場合、令和7年3月31日)における年齢が34歳以下の方が対象となります。

Q 4. 支援額はどのように計算するのですか。

A 4. 例として、毎月の返還額が15,000円の場合、

市 = 返還額の1/3 = 月5,000円が支援額となります。

企業 = 返還額の1/3以上 = 月5,000円以上が支援額となります。

※ただし、介護職員等・保育職員に従事する対象者については、

市 = 返還額の2/3 = 月10,000円が支援額となります。

※なお、千円未満は切り捨てとなるため、毎月の返還額が16,000円の場合、

市 = 返還額の1/3 ≒ 5,333円 = 月5,000円が支援額となります。

企業 = 返還額の1/3以上 ≒ 5,333円 = 月5,000円以上が支援額となります。

Q5. 支援対象者として認定後、市の支援額が支給になるのはいつですか。

A5. 例として、

(令和6年4月1日付新規採用、4月20日付認定申請、5月1日付認定となった方にかかる事業の流れ)

■支援対象者

令和6年4月から9月までの返還額を全額※支払ったあと、市が定める様式(函館市奨学金返還支援事業交付申請兼実績報告書)等を勤務する若者応援企業担当者様と協力のうえ作成する。

※日本学生支援機構に対して、勤務する若者応援企業が代理返還する場合は除く。

■若者応援企業

企業支援分※(令和6年4月から9月までの返還額に対する1/3以上の額)を支援対象者に支払う(支払方法・支払時期等については、企業ごとに異なるため、各企業担当者様にご確認願います。)

※介護職員等・保育職員を雇用した場合は、企業に負担は求めません。(市が返還額に対する2/3を支援します)

■函館市

若者応援企業担当者様から提出のあった書類(函館市奨学金返還支援事業交付申請兼実績報告書等)で下記内容を確認のうえ、令和6年4月から9月までの返還額に対する1/3(介護・保育職は2/3)に相当する額を支援対象者へ交付します。

- ・支援対象者が令和6年4月から9月までの返還額を全額支払済であること
- ・若者応援企業が令和6年4月から9月までの返還額に対し1/3以上の支援※を支援対象者へ行っていること。

※介護職員等・保育職員を雇用した場合は、企業に負担を求めないため除く

Q6. 若者応援企業に新規採用となり、採用日が令和6年4月1日の場合、令和6年4月に返還した分から対象となりますか。

A6. 支援対象者として採用日から30日以内(4月中)をめどに市に認定申請を行い、決定となりましたら対象となります。詳しくは、市ホームページ <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2023072100018/> に記載の「■事業の流れ 支援対象者はこちら」をご参照願います。

Q7. 若者応援企業に新規採用となり、採用日が令和6年4月15日の場合、令和6年4月に返還した分から対象となりますか。

A7. 採用日以後の日数が月の総日数(4月だと30日)の1/2以上であるかどうかで判断いたします。

今回の場合

A 4月の総日数(30日)×1/2=15日 ※小数点以下は切り捨て

B 採用日15日～30日=16日

A≤Bとなるため、4月分は対象となります。

※採用日が4月17日の場合

A 4月の総日数(30日)×1/2=15日 ※小数点以下は切り捨て

B 採用日17日～30日=14日

A≥Bとなるため、4月分は対象外となります。

Q8. 若者応援企業に勤務し、本事業の支援を受けていますが、令和6年12月15日付(退職日)で退職しました。令和6年12月返還分は対象となりますか。

A8. 退職日の翌日(12月16日)が資格喪失日となり、資格喪失日の属する月(12月)の返還分は対象外となります。

なお、12月31日付(退職日)で退職した場合、資格喪失日は翌日1月1日となるため、12月返還分は対象となります。

市が支援対象者として認定した内容に変更が生じた場合は、速やかに「交付対象者変更届出」にて報告願います。

Q9. 函館市内に本店(本社)がない若者応援企業の市内支店に勤務し、本事業の支援を受けていますが、函館市外の支店に令和6年10月1日付で異動となりました。引き続き支援を受けることはできますか。

A9. 函館市内に本店(本社)がない若者応援企業に新規採用され、本事業の支援を受ける場合、就業地域は函館市内であることが要件となっているため、異動日(10月1日)が、資格喪失日となり、資格喪失日の属する月(10月)の返還分より対象外となります。

ただし、異動に伴い、函館市外に引っ越しをした場合、函館市外に新たに住所を定めた日(住民票記載日)が資格喪失日となり、資格喪失日の属する月の返還分より支援対象外となりますので、ご注意願います。

市が支援対象者として認定した内容に変更が生じた場合は、速やかに「交付対象者変更届出」にて報告願います。

Q10. 若者応援企業に勤務し、本事業の支援を受けていますが、引越しをすることとなり、令和6年12月15日付で函館市外に新たに住所を定めました。令和6年12月返還分は対象となりますか。

A10. A9同様、函館市外に新たに住所を定めた日(住民票記載日)が資格喪失日となり、資格喪失日の属する月(12月)返還分より支援対象外となります。

Q11. 令和6年3月31日時点で、既に若者応援企業に採用され勤務しており、奨学金の返還をしています。

本事業の支援を受けるため、令和6年3月31日付で一旦退職し、同じ若者応援企業に令和6年4月1日付で新規採用された場合、対象となりますか。

A11. 新規採用を原則対象としておりますが、安易な離職を防止する観点から、主に本事業を利用することを目的とした転職（同一企業への新規採用を含む）については対象外となります。

本ケース以外にも、対象外となるケースが想定されるため、個別のケースについて、対象の可否が不明な場合は、函館市経済部雇用労政課奨学金返還支援事業担当者（0138-21-3309）までお問い合わせください。